

吸収分割に関する事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 4 月 21 日

エン株式会社
株式会社エンゲージ

2026年4月21日

吸収分割に関する事後開示事項

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
エン株式会社
代表取締役会長兼社長 越智 通勝

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株式会社エンゲージ
代表取締役 岩崎 拓央

エン株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社エンゲージ（以下「承継会社」といいます。）は、2026年1月23日付で吸収分割契約を締結し、2026年4月1日をもって、同吸収分割契約に基づき、分割会社のengage事業（求人サイトの「エンゲージ」及び採用支援ツールである「engage」を含み、「エン カイシャの評判」を除きます。）を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日
2026年4月1日
2. 吸収分割会社における次に掲げる事項
 - (1) 会社法784条の2の規定による請求に係る手続の経過
本件分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易分割であり、会社法第784条の2ただし書により、同条本文は適用されないため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条の規定による請求に係る手続の経過
本件分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易分割であるため、会社法第785条第1項括弧書及び同項第2号により、反対株主の株式買取請求に係る手続は行われておりません。また、同条第3項ただし書により、同項本文に基づく通知も行われておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同号の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 2 月 20 日付で官報及び電子公告による公告を行いました。所定の期間内に同条第 1 項に基づく異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易分割であり、会社法第 796 条の 2 ただし書により、同条本文は適用されないため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易分割であるため、会社法第 797 条第 1 項ただし書により、反対株主の株式買取請求に係る手続は行われておりません。また、分割会社は、承継会社の特別支配会社（会社法第 796 条第 1 項本文）に該当し、かつ、承継会社の唯一の株主であるため、会社法第 797 条第 3 項括弧書により、同項に基づく通知も行われておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2026 年 2 月 20 日付で官報による公告を行いました。所定の期間内に同条第 1 項の規定に基づく異議申述を行った債権者は存在しませんでした。また、知っている債権者に対する各別の催告を実施しましたが、所定の期間内に同条第 1 項の規定に基づく異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件分割の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、engage 事業に関する権利義務を承継いたしました。

承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額（概算値）は、次のとおりです。

本件分割によって承継した資産の額：1,654 百万円

本件分割によって承継した負債の額：2,345 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
2026 年 4 月 1 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項
 - (1) 分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本件分割に係る吸収分割契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本件分割を行いました。
 - (2) 承継会社は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づき、本件分割に係る吸収分割契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本件分割を行いました。
 - (3) 分割会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第 7 条に基づき、労働者の理解と協力を得るよう努め、かつ、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条に基づき、労働者と協議を行いました。また、分割会社は、労働契約承継法第 2 条に基づき、労働者及び労働組合に対して本件分割に関する通知を行いました。

以 上